

ひとり歩き高齢者等見守り支援事業

高齢化に伴い、認知症の人の数は年々増加し、行方が分からなくなる認知症高齢者もいます。行方不明になった場合、発見に時間がかかると命に関わるため、できるだけ早く発見・保護することが重要です。

市では、認知症の症状があっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を行っています。

【対象者】 市内在住のおおむね65歳以上で、認知症により行方不明になる恐れがあり、在宅で生活している人の家族など。

◆見守り安心シール交付事業

外出中に行方不明になる恐れのある高齢者の情報を事前に登録します。登録後、市から交付する「見守り安心シール」を高齢者の衣類やかばん、靴などに貼り付けます。高齢者を発見した人が、そのシールの二次元コードをスマートフォンなどで読み取り、市や警察に連絡することで高齢者の家族などに連絡をとることができ



	個人賠償責任保険付 GPS	GPS 端末のみ
サイズ・重量	幅3.85cm×高さ4.75cm×厚さ1.1cm 約25.5g	幅3.8cm×高さ5.7cm×厚さ1.5cm 約34g
探索方法	①365日24時間体制のコールセンターへ電話による探索依頼 ②インターネット環境(パソコン・スマートフォン)での探索	スマートフォンアプリでの探索
個人賠償責任保険*	保険金額3億円(上限) (免責金額0円)	付帯なし

* GPS 端末利用者が他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に備える保険

◆位置情報サービス導入 初期費用・利用料助成事業

GPS 端末を使って、行方不明になる恐れのある人の現在地情報を検索できるサービスです。GPS 端末は、かばんに入れておいたり、靴に入れ込んだり、お守りとして首から下げたりして使用できます。機器は2種類から選択できます。

【月額利用料】 638円



【申込先・問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎ 22-9634 FAX 26-3950 ✉ kaigo@city.iga.lg.jp

大人になるとできること、気をつけること

◆5月は消費者月間です

4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これによって、4月1日時点で18歳、19歳の人は、その日に成人となりました。

成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。契約を結ぶかどうかを決めるのが自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身です。契約にはさまざまなルールがあり、そうした知識がないまま簡単に契約を交わすと、トラブルに巻き込まれる可能性があります。

契約に関する知識を学び、ルールを知った上で、その契約が必要かどうかよく検討する力を身につけておくことが大切です。

◆インターネット通販のトラブル

「インターネットで注文した商品が届かない」「お試しと思っただけで定期購入だった」などのトラブルや、悪質な二重のショッピングサイトにより、個人情報抜き取られるというケースも発生しています。

【対処方法】
ショッピングサイトを利用する前に、URLや規約などを十分確認しましょう。もし被害にあった場合は、一人で悩まず、消費者ホットライン188にご相談ください。



◆還付金詐欺の電話に注意

公的機関をかたった電話が数多く報告されています。また、市役所などの職員を名乗る者から、税金や医療費の還付手続きなどを口実にATMの操作を求められるケースが発生しています。

【対処方法】
公的機関が還付の手続きでATMの操作を求めるとはありま



【問い合わせ】 消費生活相談専用ダイヤル(住民課内) ☎ 22-9626 FAX 22-9641 ✉ juumin@city.iga.lg.jp

移住促進空き家取得費補助金制度

移住の促進と空き家の積極利用を図るため、市外から転入し定住しようとする人が、市内の空き家を取得した時の費用の一部を補助します。

【対象者】

- 空き家を取得した市外からの転入者で、転入日から過去3年以内に伊賀市に住民登録がない人(当該補助金を申請しようとする日の属する年度の4月1日から起算して5年以内に転入した人)
- 取得した空き家に5年以上定住することを誓約する人
- 住宅の所有権が2分の1以上であることが確認できる人
- ※この他にも補助を受けるための要件があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

【補助金額】

- 空き家購入代金(建物部分)の2分の1以内
- ※上限30万円、1,000円未満切り捨て
- 18歳未満の2親等以内の親族と同居する場合と、伊賀流空き家バンク制度*を利用する場合は、それぞれ5万円加算。
- *伊賀流空き家バンク制度は空き家対策室(☎22-9676)へお問い合わせください。

【申請方法】

- 空き家を取得後、1年以内に申請書に必要書類を添えて提出。申請書は市ホームページからダウンロードできます。
- ※要件確認や必要書類などの説明を行いますので、必ず申請前にご相談ください。

【申請期間】

- 6月1日(水) 令和5年2月28日(火)
- ※予算の範囲内での補助となります。
- ※市のその他の補助金と併せて申請できます。



【申込先・問い合わせ】 地域創生課 ☎ 22-9680 FAX 22-9672 ✉ chisou@city.iga.lg.jp

情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

伊賀市情報公開条例及び伊賀市個人情報保護条例の規定により、令和3年度の制度の運用状況を公表します。

◆情報公開制度

市が保有する情報(公文書)を市民の皆さんの請求により公開する制度です。この制度は市民の知る権利を尊重するとともに、市民の市政参画を進め、市政に対する理解と信頼をさらに深めていただくことを目的としています。

◆個人情報保護制度

市が保有する個人情報について

◆審査請求

情報公開制度・個人情報保護制度では、市の決定に対して不服があるときは、審査請求ができます。審査請求があった場合は、意見を有する人などで構成する「伊賀市情報公開・個人情報保護審査会」で、公正かつ客観的に審査が行われます。

■情報公開の実施状況

実施機関	請求件数	決定などの内容					取り下げ
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	
市長	304	159	113	3	29		
議会	1	1					
教育委員会	23	15	4		4		
選挙管理委員会	2	2					
監査委員	1	1					
公営企業管理者	27	25	2				
消防長	3	2	1				
計	361	205	120	3	33		

※上記以外の実施機関への情報公開請求はありませんでした。

■個人情報開示の実施状況

実施機関	請求件数	決定などの内容					取り下げ
		開示	部分公開	非開示	不存在	存否応答拒否	
市長	38	25	11		2		
教育委員会	4	1	1		2		
農業委員会	1		1				
計	43	26	13		4		

※上記以外の実施機関への個人情報開示請求はありませんでした。



【問い合わせ】 総務課 ☎ 22-9601 FAX 22-9672 ✉ soumu@city.iga.lg.jp